

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている 出水市民の皆さまへ

感染症拡大による生活への不安や生活資金の不足、納税や保険料納付等でお困りの方、子育て世帯の皆さま、経営に影響を受けている中小・小規模事業者の皆さまへの支援についてご案内いたします。

令和4年2月15日時点の情報を掲載しています。

情報が更新されている場合がありますので、

ご不明な点は各事業のお問い合わせ先にご連絡

ください。

📄 データ版DL



出水市HP

がんばろう



出水市

目次

市民の皆さま

- 生活が苦しいとき P 1
- 自宅待機が必要なとき P 3
- 感染の不安があるとき P 3
- みんなで支え合おう P 4
- 新しい生活様式 P 6

子育て世帯の皆さま

- 生活が苦しいとき P 7
- 応援します！ P 7

休業・離職をされた方

- 休業したとき P 10
- スキルを身につけたい P 10

事業者の皆さま

- 資金繰りが厳しいとき P 11
- 従業員の休暇 P 16
- 相談したいとき P 16

業種別

- 飲食業 P 17
- 介護・社会福祉事業 P 17

新しい生活様式への対応

- 新たなチャレンジ P 18
- 認証制度 P 19

生活が苦しいとき

● 減免・猶予

申告・納付や納税が期限までにできないとき

国税・県税・市税の申告・納付期限の延長や納税の猶予が適用される場合があります。

国税：出水税務署
(☎62-0200)
県税：北薩地域振興局県税課
(☎0996-25-5205)
市税：税務課
(☎63-4031)

国民健康保険税等の納付が困難なとき

○ 保険料（税）の減免等

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免や徴収猶予が認められる場合があります。

税務課
(☎63-4031)

○ 国民年金保険料の免除・納付の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響による失業や売上げの減少などで所得が下がった方など、一時的に国民年金保険料の納付が困難な場合、一定の要件に該当する方は国民年金保険料の免除や納付の猶予が適用できる場合があります。

市民生活課
(☎63-4038)
川内年金事務所
(☎0996-22-5276)

公営住宅の家賃が払えないとき

○ 家賃減免

市営・県営住宅の入居者で収入が著しく減少した方は、家賃の減免ができる場合があります。
(2ページの住居確保給付金もご参照ください。)

市営住宅：住宅課
(☎63-4066)
県営住宅：県出水庁舎
(☎0996-63-7056)

○ 離職者・大学生等に対する県営住宅の一時提供

解雇等により離職した方、県内に所在する大学等に在籍しアルバイト先からの解雇等で収入が減少した方で、現在の住居から退去を余儀なくされる方に、県営住宅を一時的な居住の場として提供します。

県出水庁舎
(☎0996-63-7056)

上下水道料金の支払いが困難なとき

新型コロナウイルス感染症の影響により、上下水道料金の支払いが困難な方で要件に該当する方は、支払いを3か月猶予できる場合があります。

水道課
(☎63-4082)

● 貸付

休業・失業等で生活資金に不安があるとき

○ 個人向け緊急小口資金の特例貸付

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付を行います。

【上限額】20万円

【申請受付期間】令和4年3月末まで

○ 個人向け総合支援資金の特例貸付

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となった場合に、生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。自立相談支援機関（市安心サポートセンター）による相談支援が必要です。

【単身世帯】月15万円以内

【複数世帯】月20万円以内

【申請受付期間】令和4年3月末まで

安心サポートセンター

（☎63-4128）

出水市社会福祉協議会

（☎63-2140）

個人向け緊急小口資金・総合支援資金

相談コールセンター

（☎0120-46-1999）

● 給付等

収入減で家賃が払えないとき

○ 住居確保給付金

離職や新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で経済的に困窮し、住居を喪失またはそのおそれがある方を対象に、住宅家賃相当分の住居確保給付金を支給し、住居の確保及び就労に向けた支援を行います。

安心サポートセンター

（☎63-4128）

住居確保給付金相談コールセンター

（☎0120-23-5572）

緊急小口資金等の特例貸付を利用できないとき

○ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない方を対象に、自立支援金を支給し、就労による自立または円滑な生活保護の受給に向けた支援を行います。

【単身世帯】月6万円

【2人世帯】月8万円

【3人以上世帯】月10万円

【申請受付期間】令和4年3月末まで

安心サポートセンター

（☎63-4128）

新型コロナウイルス感染症生活困窮者

自立支援金相談コールセンター

（☎0120-46-8030）

感染または感染の疑いで働くことができなくなったとき

○ 国民健康保険等の傷病手当金の支給

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入する被用者が、新型コロナウイルス感染症に感染したり、感染が疑われたりして働くことができなくなった場合に、傷病手当金が支給される場合があります。

市民生活課

（☎63-4038）

業務や通勤で発症したとき

○ 労災保険の休業（補償）給付

業務または通勤に起因して新型コロナウイルス感染症を発症したと認められる場合には、労災保険給付の対象となります。

【補償率】平均賃金の80%

川内労働基準監督署

（☎0996-22-3225）

● 補助

国の生活支援対策に伴う給付金

追加

○ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々の生活・暮らしの支援を速やかに行うため、住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金を給付します。

【対象世帯】

- ・ 令和3年度住民税均等割非課税世帯
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に家計が急変し、非課税世帯と同様にまで収入が減少した世帯

【給付額】 1世帯当たり 現金10万円

【受付開始日】 令和4年1月27日

福祉課

(☎63-4085)

● 相談

オンラインでの窓口相談

○ 市民とつながるオンライン相談事業

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市民からの相談や業者との会議等をオンラインで対応します。

情報課

(☎63-4035)

自宅待機が必要なとき

自宅待機者等への緊急生活支援事業

新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者と判断された自宅待機者が、親族や知人の支援を受けられない場合に、市が食料品等を給付し、生活支援を行います。

【対象者】

保健所から濃厚接触者と判断された自宅待機者で、親族や知人から支援を受けることが困難な方

【給付する物品等】

食料品及び衛生用品等

福祉課

(☎63-4085)

感染の不安があるとき

PCR等検査無料化事業

追加

新型コロナウイルスの新たな変異株（オミクロン株）が県内で確認されたため、感染に不安を感じる方が無料でPCR等検査を受けられる事業を実施します。

【対象者】 感染に不安がある無症状の方

※ 発熱等の症状がある場合には、かかりつけ医、出水保健所または出水総合医療センター発熱外来にご連絡ください。

【実施期間】 令和4年2月20日まで

※ 基礎疾患、副反応の懸念など健康上の理由によりワクチン接種を受けられない方および12歳未満の子どもについては、令和4年3月末まで無料でPCR検査を受けることができます。

※ 詳細については、県HPをご覧ください。

コロナ相談かごしま

(☎099-833-3221)



(県HP)

【発熱等の症状がある場合】

出水保健所

(☎62-1636)

出水総合医療センター発熱外来

(☎080-6479-1791)

みんなで支え合おう

市内の消費拡大・喚起

○ プレミアム付き商品券発行事業

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ市内経済の速やかな回復を図るため、プレミアム付きの商品券を発行し、地域経済の活性化を図ります。

【内容】 8,000円分（500円×16枚綴り）

【販売金額】 5,000円

【販売冊数】 1人当たり1冊まで

【販売期間】

令和3年12月13日から令和4年1月28日まで

※ 2次販売（ハガキの引換券が届いた方のみ）

【利用期間】 令和3年7月27日から令和4年2月28日まで

※ 利用可能店舗については、市HPをご覧ください。



商工振興課

（☎63-4040）

（市HP）

観光業緊急支援事業

○ 貸切バス利用促進事業

新型コロナウイルス感染症の影響により利用が激減している貸切バス事業者を支援するため、市内事業者の貸切バスを利用する際に借上料が割引されます。

【対象者】

利用者のうち出水市民が半数以上の団体等

※ 緊急事態宣言発令地域、まん延防止等重点措置対象地域への移動や通勤、通学、選挙活動での利用は対象外です。

【助成額】 借上料の最大70%（ただし1日1台当たり上限6万円）

【助成期間】 令和3年7月9日から令和4年2月28日まで

※ ただし、令和3年7月9日以降に出発し、令和3年11月30日までに帰着した分に限り（予算がなくなり次第終了します）

観光交流課

（☎63-4061）

特産品等流通促進助成事業

○ 特産品等送料無料キャンペーン

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内特産品等製造業者等を支援するとともに市内特産品の知名度向上を図るため、出水駅観光特産品館「飛来里」で購入した特産品等の送料を助成します。（オンラインショップも可）

【対象】 税込2,000円以上の特産品等を購入し、発送する場合

【助成額】 送料の全額

【受付期間】 令和3年7月7日から令和4年2月末まで

※ 予算がなくなり次第終了します。



観光交流課

（☎63-4061）

（飛来里オンラインショップ）

ホテル・旅館、スナック・バー、菓子店等の利用促進

○ 泊まって応援キャンペーン

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているホテル・旅館を支援するため、出水市内対象施設が事前に登録した宿泊プラン（食事付きプランを含む）を利用して宿泊する場合の宿泊費を助成します。

さらに、「二次会応援クーポン」2,000円分、「お土産クーポン（地域応援クーポン）」1,000円分を贈呈します。

【対象者】鹿児島県・熊本県に住民登録している方

※ 緊急事態宣言発令地域、まん延防止等重点措置対象地域や鹿児島県による往来自粛地域の方は対象外となります。

【助成額】宿泊費の50%（1人1泊当たり上限10,000円）

【宿泊プラン】出水ナビHPをご覧ください。

【助成期間】令和3年7月16日から令和4年2月28日まで

※ 予算がなくなり次第終了します。

※ 予算に達した宿泊事業者については、出水ナビでご確認ください。

観光交流課
(☎63-4061)



(出水ナビHP)

本市出身学生・市内で働く外国人応援事業

追加

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に大きな影響を受けている本市出身の学生及び市内の事業所で働く在留外国人を応援するため、本市の特産品を贈り支援します。

○ 頑張る学生応援事業

【対象者】

本市に住所を有する保護者等に扶養されている18歳から30歳までの学生（高校生は除く）

【受付期間】令和4年1月17日から令和4年2月16日まで

○ 特産品で生活応援事業

【対象者】(1)、(2)どちらにも当てはまる方

(1) 市内に住所を置く事業所（個人含む）に令和4年1月1日時点で雇用されている方

(2) 定住者、技能実習、特定技能、特定活動、留学のいずれかが在留資格の方

※ 申込みは、事業者から、事業所単位で行ってください。

【受付期間】令和4年1月17日から令和4年2月16日まで

【学生の方】



(市HP)

企画政策課
(☎63-4125)

【外国人の方】



(市HP)

出水テイクアウト市場

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内飲食店を応援するため、出水市役所正面玄関付近で、出水テイクアウト市場を不定期で開店します。ご利用の際は、マスク着用と密集状態の回避や、マイバック持参にご協力ください。

また、出店を希望される場合はお問い合わせください。

商工振興課
(☎63-4777)

いずみみらい基金

新型コロナウイルス感染症から市民の命と暮らしを守り、地域経済の活性化に向けた対策を推進することで、未来を担う子どもたちへ活気に満ちた魅力的なまちを引き継ぐため、「出水市いずみみらい基金」を設置し、寄附を受け付けています。

市民の皆さまや法人様からの温かいご支援をお待ちしています。

企画政策課
(☎63-4125)

新しい生活様式

「新しい生活様式」に対応した介護予防活動の支援

介護予防を外で行うなど、新しい生活様式に対応した介護予防を実施するために必要な音響や椅子などの備品等の貸出を行います。

いきいき長寿課
(☎63-4053)

みんながつながる光ブロードバンド利用促進事業

光ブロードバンドサービスに新規で加入する世帯に1世帯当たり10,000円を交付します。

【対象者】

出水市在住で、上場・大川内地区、江内地区（荘地区の一部、蕨島・荒崎を含む）において、受付期間内に新たにサービス加入の申込みをされる方

【対象地域電話番号帯】

- ・NTT大川内局ビル：64-0×××、68-2×××
- ・NTT江内局ビル：64-7×××、83-3×××、85-5×××

【補助額】

1世帯10,000円

※ 小中学生が同居する世帯は、さらに10,000円加算

【申込受付】

令和3年10月8日（金）から令和4年3月31日（木）まで

※ サービス提供開始は、令和3年11月1日（月）から

情報課
(☎63-4035)

生活が苦しいとき

● 猶予

奨学金の返還が困難なとき

○ 出水市鶴の恩返し奨学金の返還猶予

現在、修学資金を返還中の方で、やむを得ない理由があると認められるときは、願い出により返還を猶予できる場合があります。

教育総務課
(☎63-4078)

● 援助

子どもの就学に支援が必要なとき

○ 就学援助事業

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、経済的に困窮している世帯に対し、学用品費や学校給食費等の就学に必要な経費の一部を援助します。

【対象者】

市内の小・中・義務教育学校に就学している児童生徒が同一世帯にいる、市内に住所を有する保護者

【受付期間】 随時

教育総務課
(☎63-4078)

応援します！

● 助成金

子の世話のため休暇が必要なとき

追加

○ 小学校休業等対応助成金（※事業者の方は、P15をご覧ください）

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるを得ない保護者が年休の有無にかかわらず、希望に応じて休暇を取得できるように支援するため、事業者に助成金を支給します。

【対象となる子ども】

- (1) 臨時休業などをした小学校など（保育所等を含みます）に通う子ども
- (2) 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

※ 保護者の自主的な判断で休ませた場合は、対象外です。

【対象となる保護者】

対象となる子どもの世話をするために休暇を取得したが、賃金等が支払われていない保護者

※ 年次有給休暇を取得した場合は、支払われているものと扱います。

【対象期間】

令和3年8月1日から令和4年3月31日まで

※ 詳細は、厚生労働省HPをご覧ください。

特別相談窓口
(☎099-233-8239)

※ 雇用されている事業者がこの助成金を利用してほしい等、保護者からの相談内容に応じて、事業者への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけを行っています。



(厚生労働省HP)

● 給付

令和3年度子育て世帯への臨時特別金給付事業

追加

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯の生活を支援するため、臨時特別給付金を支給します。

【対象児童】

平成15年4月2日から令和4年3月31日までに出生した児童

【対象者】

- (1) 児童手当受給者
- (2) 高校生等を養育している方
- (3) 新生児の児童手当受給者

※ 以下の場合には対象となりません。

- (1) 本給付金の給付対象者の令和2年の所得額が、児童手当の所得制限限度上限額以上である方が養育する児童
- (2) 婚姻している児童
- (3) 令和3年9月30日以降に海外から帰国又は入国された児童

【支給額】児童1人当たり 現金10万円

※ 詳細は、市HPをご覧ください。

こども課
(☎63-4047)



(市HP)

● 相談

オンライン保健指導事業

感染への不安から、相談窓口や教室等への参加を控える妊産婦の方に、ウェブ会議システムを利用したオンラインでの相談や教室を実施します。

健康増進課
(☎63-2143)

● 給付

子育て世帯生活支援特別給付金

○ ひとり親世帯分

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、子育ての負担増加や収入減少に対する支援を行うため、児童扶養手当受給世帯等に対して、特別給付金を給付します。

【対象者】

- (1) 令和3年4月分の児童扶養手当が支給される方
- (2) 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方
- (3) 直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方

【受給手続】

- (1)に該当する方は、申請は不要です。
- (2)、(3)に該当する方は、申請が必要です。

【支給額】 児童1人当たり5万円

【受付期間】 令和4年2月28日まで

○ ひとり親世帯以外の世帯分

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育て世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、子育ての負担増加や収入減少に対する支援を行うため、児童手当受給世帯等に対して、特別給付金を給付します。

【対象者】

- (1) 令和3年度の住民税（均等割）が非課税である方
 - ア) (1)のうち、次のいずれかに当てはまる方
 - ・ 令和3年4月分の特別児童扶養手当が支給される方
 - ・ 令和3年5月分から令和4年3月分の特別児童扶養手当の新規認定または増額の対象者
 - イ) (1)のうち、非公務員の方で次のいずれかに当てはまる方
 - ・ 令和3年4月分の児童手当が支給される方
 - ・ 令和3年5月分から令和4年3月分の児童手当の新規認定または増額の対象者
 - ウ) (1)のうち、公務員の方で次のいずれかに当てはまる方
 - ・ 令和3年4月分の児童手当が支給される方
 - ・ 令和3年5月分から令和4年3月分の児童手当の新規認定または増額の対象者
 - エ) (1)のうち、次のいずれかに当てはまる方
 - ・ 平成15年4月2日から平成18年4月1日までに出生した児童を養育している方
- (2) 平成15年4月2日から令和4年2月28日までに出生した児童を養育している方で、令和3年1月以降の収入が住民税（均等割）非課税世帯となる水準に下がった方

【受給手続】

- ウ)・エ)・(2)に該当する方は、申請が必要です。
※ ア)・イ)に該当する方は、申請は不要です。

【支給額】 児童1人当たり5万円

【受付期間】 令和4年2月28日まで

こども課

(☎ 63-4047)

休業・離職をされた方

休業したとき

● 給付

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対し、支給します。

【対象期間】

令和3年4月から令和4年3月末まで

【申請期限】

- ・ 令和3年4月から令和3年12月までの間に休業していた場合
→ 令和4年3月末まで
- ・ 令和4年1月から3月までの間に休業していた場合
→ 令和4年6月末まで

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
(☎0120-221-276)

スキルを身につけたい

● 助成

新型コロナウイルス関連離職者等職業訓練助成金

県内に居住し、県が指定する職業訓練(※)を受講する求職者で、訓練開始時に雇用保険などの受給がない方に対し、訓練受講日につき日額4,000円を助成します。

※ 県立高等技術専門校・鹿児島障害者職業能力開発校が行う委託訓練（長期高度人材育成コースは除く）

県雇用労政課公共訓練係
(☎099-286-3021)

資金繰りが厳しいとき

● 助成

雇用を維持できないとき

○ 雇用調整助成金

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、労使間の協定に基づき、雇用調整（休業）を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成します。

また、事業主が労働者を出向させることで雇用を維持した場合も、雇用調整助成金の支給対象となります。

鹿児島労働局職業対策課
(☎099-219-8713)

外国人材を受入れるとき

○ コロナ禍における外国人材受入支援事業

新型コロナウイルス感染症の水際対策として国から要請されている入国後一定期間の待機など、外国人技能実習生を受け入れるにあたって受入事業者が追加的に負担する経費を支援します。

【対象経費】

令和3年4月1日から令和4年2月28日までの間に外国人材の入国が完了または帰国前に義務付けられているPCR検査が完了し、かつ令和4年2月28日までに補助事業者において支払いがなされた以下の経費が対象となります。

入国分：(1) 外国人材が日本への入国後に要請される一定期間の待機に係る宿泊費

(2) 公共交通機関の不利用に伴う待機施設までの国内移動費

帰国分：(1) 外国人材が帰国前に義務付けられているPCR検査費及び陰性証明書発行費

【補助率】 4／5以内

【上限額】

入国分 (1)と(2)合わせて1人当たり10万円

帰国分 1人当たり3万円

※ 入国・帰国分合わせて1事業者当たり上限100万円

【申請期間】 以下のいずれか早い日

・ 補助対象となる外国人材の入国が完了した日または帰国前に義務付けられているPCR検査が完了した日から、2か月後の日

・ 令和4年2月28日（月）

県外国人材受入活躍支援課
(☎099-286-3320)

● 給付

事業収入が減少しているとき

追加

○ 事業復活支援金

新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により、大きな影響を受け、自らの事業判断によらず売上が大きく減少している中堅企業、中小企業その他の法人等及びフリーランスを含む個人事業者に対して、令和3年11月から令和4年3月までの期間における影響を緩和して、事業の継続及び立て直しのための取組を支援するため、事業全般に使える支援金を給付します。

【対象者】

①と②を満たす中小法人・個人事業者

① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者

② 令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月（対象月）の売上高が、平成30年11月～令和3年3月の間の任意の同じ月（基準月）の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

【給付額】

中小法人等 上限最大250万円

個人事業者等 上限最大50万円

（給付額＝基準期間の売上高－対象月の売上高×5か月分）

※ 基準期間：平成30年11月～平成31年3月、令和元年11月～令和2年3月、令和2年11月～令和3年3月のいずれかの期間（基準月を含む期間であること）

事業復活支援金相談窓口

【フリーダイヤル】

（☎0120-789-140）

【IP電話専用回線】

（☎03-6834-7593）

【受付時間】8：30～19：00

（土日・祝日含む全日対応）

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～ 5億円以下	年間売上高 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上 50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

【申請期限】

令和4年5月31日（火）

出水市事業者緊急経営支援事業

追加

国によるまん延防止等重点措置の適用等に伴う飲食店への短縮要請や、外出の自粛要請等に伴い、事業収入が大きく減少した市内事業者の事業継続を支援するため、国・県の月次支援金を受給した出水市の事業者を対象として、月次支援金の1/2を交付します。

【対象者】

- (1) 出水市内に本店、主な事務所または主な事業所を有する者（個人事業者・中小法人等）
- (2) 令和3年8月または9月を対象とした国の月次支援金又は鹿児島県事業継続月次支援金の給付を受けたもの
- (3) 本支援金の交付後も事業継続の意思があること
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員または暴力団、暴力団員と密接な関係を有しないこと
- (5) 市税等の滞納がないこと

【給付額】

給付を受けた対象月分の国支援金及び県支援金の合計額2分の1以内の額

【申請期間】 令和4年2月28日（月）まで

商工振興課
（☎63-4040）

● 貸付

県中小企業融資制度

○ 新型コロナウイルス関連事業継続支援資金

新型コロナウイルス感染症により、売上が15%以上減少した中小企業者及び組合が利用できます。

【融資限度額】

- 4,000万円（3年間は実質無利子）
※ 4年目以降の金利 年1.7%～1.9%

【取扱期間】

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに保証機関に申込受付されたもの

最寄りまたはお取引のある金融機関

日本政策金融公庫の特別貸付

○ 新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症により、売上が5%以上減少した事業者が利用できます。

【融資限度額】

- 中小企業事業：6億円
国民生活事業：8,000万円

※一部要件を満たす場合、3年間は実質無利子となる場合があります。

日本政策金融公庫
中小企業事業（鹿児島支店）
（☎099-223-2221）
国民生活事業
（☎0120-154-505）

○ 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症により、売上が5%以上減少した生活衛生関係の事業を営む方が利用できます。

【融資限度額】 8,000万円

※一部要件を満たす場合、3年間は実質無利子となる場合があります。

日本政策金融公庫
国民生活事業
（☎0120-154-505）

個人向け緊急小口資金等の特例

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等を理由に、一時的に資金が必要な個人事業主やフリーランスの方へ、緊急の貸付等を実施します。

- ※ 2ページの個人向け緊急小口資金との併用はできません。
- ※ 特例措置の新規申請受付期間は令和4年3月末まで

安心サポートセンター
(☎63-4128)
出水市社会福祉協議会
(☎63-2140)
個人向け緊急小口資金・総合支援資金
相談コールセンター
(☎0120-46-1999)

● 減免・猶予等

申告・納付や納税が期限までにできないとき

国税・県税・市税の申告・納付期限の延長や納税の猶予が適用される場合があります。

国税：出水税務署
(☎62-0200)
県税：北薩地域振興局県税課
(☎0996-25-5205)
市税：税務課
(☎63-4031)

国民健康保険税等の納付が困難なとき

○ 保険料（税）の減免等

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免や徴収猶予が認められる場合があります。

税務課
(☎63-4031)

○ 厚生年金保険料等の納付の猶予

厚生年金保険料等の納付の猶予が受けられます。

川内年金事務所
(☎0996-22-5276)

営業時間の短縮要請協力金

追加

○ 鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金

飲食店に対する県の営業時間短縮の要請に応じ、協力していただいた事業者に対して、県が協力金を支給します。

● 令和4年1月27日（木）0時から2月20日（日）24時まで

【対象者】

要請前に20時以降も営業していた飲食店等のうち、県の時短要請（令和4年1月27日（木）0時から2月20日（日）24時までの全ての期間）に応じて、以下について協力いただいた飲食店等

区分	通常の営業時間	要請内容	
		営業時間	酒類提供
第三者認証店	20時を超える（～21時以前）	5時～20時まで	不可
	21時を超える ※ア）かイ）を選択	ア）5時～20時まで	不可
		イ）5時～21時まで	可
第三者認証店以外の店	20時を超える	5時～20時まで	不可

【協力金の金額】

・中小企業

(1) 第三者認証店

5時～20時まで 1日当たり3～10万円×25日間

5時～21時まで 1日当たり2.5～7.5万円×25日間

(2) 認証店以外

1店舗1日あたり2.5～7.5万円×25日間

・大企業（①売上高減少額／日×0.4）×24日間

※ ①の上限は、「20万円」または「前年度または前々年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い方

※ ただし、第三者認証店で5時～20時まで営業する場合は、上限20万円

【申請受付】

令和4年2月21日（月）から5月2日（月）まで

※ 詳細については、県HPをご覧ください。

※ 先渡給付を受けた場合は、必ず本申請を行ってください。

鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局

（☎099-295-0286）

【受付時間】

9:00～17:00（平日）



（県HP）

従業員の休暇

従業員が子の世話のため休暇を取得したいとき

追加・再掲

○ 小学校休業等対応助成金（※保護者の方は、P7をご覧ください）

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるを得ない保護者が年休の有無にかかわらず、希望に応じて休暇を取得できるように支援するため、事業者へ助成金を支給します。

【対象となる子ども】

- (1) 臨時休業などをした小学校など（保育所等を含みます）に通う子ども
- (2) 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

※ 保護者の自主的な判断で休ませた場合は、対象外です。

【対象となる保護者】

対象となる子どもの世話をするために休暇を取得したが、賃金等が支払われていない保護者

※ 年次有給休暇を取得した場合は、支払われているものと扱います。

【対象期間】

令和3年8月1日から令和4年3月31日まで

※ 詳細は、厚生労働省HPをご覧ください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、
小学校休業等対応助成金・支援金コー
ルセンター
(☎0120-60-3999)



(厚生労働省HP)

相談したいとき

従業員の雇用維持に関する相談

○ 中小企業緊急雇用維持相談支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業等に対し、雇用調整助成金申請の方法など、従業員の雇用維持に関する相談に応じます。

また、内容に応じて各事業所に社会保険労務士等の専門家を派遣します。

出水商工会議所
(☎62-1337)
鶴の町商工会
(☎82-1065)

事業承継に関する相談

○ 事業承継等コンサルティング推進事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、業績不振や事業停滞に陥っている地域の事業者の廃業に歯止めをかけ、事業の継続や地域経済の維持に資するため、県商工会連合会に専用の相談窓口を設置し、事業者の事業承継等のご相談に応じます。

県商工会連合会 運営指導課
(☎099-226-3773)

テレワークに関する相談

○ テレワークマネージャー相談事業

主にICT面でテレワークの導入に関するアドバイス等を専門家が無料で実施します。

テレワークマネージャー相談事業事務局
(☎03-5213-4032)

業種別

飲食業

● 助成

店舗の改修・感染防止対策

○ 飲食店等緊急支援事業

新型コロナウイルス感染症対策として、アクリル板等の設置や店舗等の施設を改修する飲食店等に対し、改修費の一部を助成します。

【補助率】

- ・改修工事（内装やトイレ工事、エアコン設置など）
→30%（上限30万円）
- ・感染防止対策整備（アクリル板、網戸、換気扇設置など）
→50%（上限10万円）

【申請期間】令和4年2月28日まで

商工振興課
(☎63-4040)

介護・社会福祉事業

● 助成

社会福祉事業等施設の感染防止対策

○ 社会福祉事業等施設におけるモニター付き体温測定器（サーマルカメラ）等購入費助成

社会福祉事業等施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、モニター付き体温測定器等の導入に係る費用を助成します。

【対象施設】障がい者福祉施設、高齢者施設、児童福祉施設

【対象経費】モニター付き体温測定器等購入経費

【助成額】1施設当たり上限10万円
※ 予算がなくなり次第終了します。

障がい者福祉施設
福祉課 (☎63-4045)

高齢者施設
いきいき長寿課 (☎63-4049)

児童福祉施設
こども課 (☎63-4054)

児童福祉施設の感染防止対策

追加

○ 玩具等消毒用滅菌庫（おもちゃ殺菌庫）購入費助成

児童福祉施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策及び保育士の負担軽減策として、玩具等消毒用滅菌庫の導入に係る費用を助成します。

【対象施設】児童福祉施設（保育所等）
【対象経費】玩具等消毒用滅菌庫購入経費
【助成額】1施設当たり上限50万円
※ 予算がなくなり次第終了します。

こども課 (☎63-4054)

新しい生活様式への対応

新たなチャレンジ

● 助成

移動販売車の導入補助

○ 移動販売支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、新しい生活様式に合わせて飲食物の移動販売または日常生活に必要な食料品、日用雑貨品等の移動販売車の導入経費の補助を行います。新規創業の方も対象となります。

ただし、移動販売車等の注文から完成までに日数を要しますので、お早めにご相談ください。

【補助率】 1 / 2

【上限額】

- (1) キッチンカー
新規購入：150万円 改造等：50万円
- (2) 移動販売車
新規購入：60万円 改造等：20万円

【申請期間】 令和4年3月15日まで

商工振興課
(☎63-4040)

● 補助

生産性革命推進事業「ものづくり・商業・サービス補助」

新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるため、新製品やサービス開発、生産性プロセスの改善のための設備投資を行う事業者を支援します。

【活用例】

- ・食べられるクッキー生地のコヒーカップ製造機械を導入
- ・AI・IoT活用による遠隔操作や自動制御等の機能を有する製品開発

【補助率】 中小企業・小規模事業者：2 / 3

【上限額】 「特別枠」：1,000万円

※ 事業内容によって上限額や補助率等が異なりますので、詳細は、ものづくり補助金事務局・経済産業省HPでご確認ください。

ものづくり補助金事務局
(☎050-8880-4053)



(ものづくり補助金
事務局HP)



(経済産業省HP)

事業再構築補助金

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編またはこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業の思い切った事業再構築に係る経費の一部を補助します。

【活用例】

喫茶店経営→飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施 など

【補助対象】 新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組む場合

【補助率】

最大：2/3 中堅：1/2（補助上限額1億円）
さらに、令和3年1月から5月のうちいずれかの月の売上が30%以上減の場合
→補助率3/4、中堅は2/3（上限額1,500万円）

【対象経費】

建物費、改修費、設備費、システム購入費、外注費、研修費、技術導入費、広告宣伝費、販売促進費 など

【受付期間】 第5回公募 令和4年1月20日

※ 事業内容によって補助上限額や補助率等が異なりますので、詳細は、経済産業省HPでご確認ください。

中小企業庁 経営支援部
技術・経営革新課
(☎03-3501-1816)

認証制度

安心の「見える化」

○ 新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカー

県民の皆様が安心して利用できる施設や飲食店等の「見える化」を図るため、店舗（施設）に掲示できるステッカーが県HPを利用して取得できます。

【対象者】

新型コロナウイルス感染症防止対策の基本的事項の全てを実施する県内事業者

【取得方法】

各業界団体のガイドラインを参考に感染防止対策を実施し、鹿児島県電子申請共同システムで必要事項を登録

県くらし保健福祉部健康増進課
コロナ相談かごしま
(☎099-833-3221)

鹿児島県飲食店第三者認証制度

県内の飲食店をより安心して利用していただくために、飲食店が取り組む新型コロナウイルス感染症防止対策について、基準に適合した飲食店を県が認証し、公表します。

【対象者】

食品衛生法に基づく営業許可（飲食店または喫茶店に係る許可に限る。）に記載されている事業者

- (1) 飲食店、喫茶店
- (2) 宿泊施設等内のレストラン、食堂
- (3) 宿泊施設内の宴会場（宿泊者向けのみの飲食会場、宴会場は対象外）
- (4) フードコートの各飲食店 など

※ テイクアウト専門店、デリバリー専門店、キッチンカー、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、学生寮食堂、社員食堂などは対象外です。

※ 詳細については、県HPをご覧ください。

鹿児島県飲食店第三者認証制度事務局
(☎050-3183-0094)



(県HP)

出水市飲食店等感染防止対策認証制度促進事業

追加

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底強化を図るため、県の飲食店第三者認証制度または宿泊施設の感染防止対策認証制度の認証を受けた出水市内の飲食店や宿泊施設に対し、予算の範囲内で奨励金を交付します。

【対象施設】

鹿児島県宿泊施設の感染防止対策認証制度の認証を受けた出水市内の飲食店や宿泊施設

【支給額】

飲食事業者：1店舗当たり 3万円

宿泊事業者：1施設当たり 3万円

【申請期間】令和4年3月10日（木）まで

【飲食事業者の方】
商工振興課
(☎63-4040)

【宿泊事業者の方】
観光交流課
(☎63-4061)

相談してみませんか？

出水市安心サポートセンターでは、高齢者・障がい者・子どもなど支援が必要な人や家族等からの相談を受け付けています。専門職による相談や戸別訪問など、あなたにあった相談体制で暮らしの困りごとをお聞きします。

出水市安心サポートセンター
電話 63-4197 (直通)
FAX 62-7767
出水市家庭児童相談室
電話 62-2688 (直通)
FAX 62-7767

感染症に便乗した悪質商法など、消費者トラブルについて相談したいときは

出水市消費生活センター
電話 63-6203 (直通)

差別的な言動を受けたり、インターネット上に悪質な書き込みをされたことについて相談したいときは

みんなの人権110番
電話 0570-003-110
子どもの人権110番
電話 0120-007-110
Foreign-language Human Rights Hotline <外国人人権相談ダイヤル >
Navi Dial 0570-090911